

国立大学法人佐賀大学の中期計画

中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

高等教育開発センターの3部門（教養教育部門、企画開発部門、教育支援・教育評価部門）を充実し、これらを中核として教育改革を推進する。

教養教育の成果に関する具体的方策

- 1) 大学入門科目、共通基礎教育科目、主題科目で構成する教養教育科目の教育体制を不断に見直し、改善・強化する。この目的を達成するため、教養教育科目は、全学登録方式により、全学部の教員が担当する。
- 2) 統合のメリットを生かして、豊かな教養を養う主題科目の量的・質的改善を進める。
- 3) 問題発見・解決型授業、学生参加型授業、総合型授業の開講数を増やす。
- 4) 地域との関係を重視した共通主題科目「地域と文明」を立ち上げ、人や自然との関係を理解し、佐賀で学ぶ学生のアイデンティティを高める。
- 5) 実用的な英語運用能力を全学的に高めるため、英語担当教員を軸として、語学教育協力体制を確立する。TOEIC・TOEFL等の外部資格試験等を利用して、その到達度を確かめ、社会的に通用する水準まで高める。アジア諸国との国際交流を重視する本学の方針と学生の履修希望の拡大に応えるため、アジア系言語の履修機会を拡大する。
- 6) 高校の授業内容及び入試科目の変化に対応して、学生の履修歴を考慮した新しいニーズに応える教養教育を行う。

学部における専門教育の特性を考慮しながら、教養教育との連携を円滑化させる。

専門教育の成果に関する具体的方策

- 1) 専門教育の質的保証を図るために、学科・課程・専攻は、教育目的、教育カリキュラム並びに到達目標を公表し、厳格な成績評価を行う。
- 2) 専門科目に関する学習目的の理解と学習意欲を高めるため、専門領域への導入科目を充実させる。
- 3) 専門英語クラス等により、専門英語を学習させる。

大学院教育の成果に関する具体的方策

- 1) 修士課程では、高度専門職業人を育成するために、少人数クラスによる専門教育の充実を図る。
- 2) リフレッシュ教育機能等の充実を図る。
- 3) 学習の効率化と教育成果の向上のために、学士と修士のカリキュラムの連続性を検討し、実現化を図る。
- 4) 博士課程では、自立的な研究能力と研究論文作成能力を養うために、個別研究指導を徹底する。
- 5) 海外の大学との学生交流や国際学会・研究会、学術調査等への積極的参加及び研究成果の発表を促し、そのための支援体制を整える。

卒業後の進路等に関する具体的方策

- 1) JABEE対象の教育分野については、そのプログラムの導入を促進する。
- 2) 各種資格取得を奨励し、ガイダンス等を充実・強化する。
- 3) インターンシップ制度を積極的に活用する。
- 4) 卒業後の進路先の実態調査を行い、その結果を教育課程の改善にフィードバックする。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- 1) 教育目標に応じた達成基準を設け、その達成度を検証する。
- 2) 在校生、卒業生、就職機関などに対する多元的なアンケート調査を行い、広い観点から教育成果を検証する。
- 3) 大学院教育においては、修業年限内の学位取得も客観的教育成果基準とする。
- 4) 科目ごとの到達目標と成績評価基準の見直し及びアンケート調査は、4年目ごとに行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

学士課程

- 1) 高大連携を推進し、大学の教育・研究に触れる機会や学部選択に関する情報の提供により、高校生の大学理解を図る。

- 2) 基礎学力を確認するため、大学入試センター試験や個別学力試験を入学選抜に用いる。
- 3) 専門分野に関する意欲と能力を判定するため、面接による選抜法を改善・充実する。
- 4) 推薦入試、3年次編入試験、帰国子女選抜、外国人選抜試験等の多様な入学選抜を継続して実施する。
- 5) 学部等の特性に応じて、AO入試を検討し、順次導入を図る。
- 6) 各選抜方法による入学について追跡調査を継続し、その結果に基づいて、受け入れ人数・割合、試験手法等を見直し、選抜方法を改善する。

大学院課程

- 1) 専門基礎学力、語学力、読解力を確認するために、専攻別に学力試験を行う。
- 2) 専門分野への適性と探求意欲を確認するために、専攻に応じて、推薦入試を行う。
- 3) 研究科の特性に合わせてAO入試を検討し、順次導入を図る。

入学後の進路変更に関する具体的方策

- 1) 修学途中での進路変更希望者を受け入れるための基準、規則等を検討し、学部、学科の特性に合わせて、順次導入を図る。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- 1) 教養教育は全学年を通じて行う。
- 2) 専門教育は1年次から導入する。
- 3) 統合によって拡充した領域を活かした医文理融合型の学際的教育課程の創設を図る。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- 1) 授業科目の開講意図（履修モデル等）と到達目標を明示し、学習目標を明確にする。
- 2) 教育関連委員会と高等教育開発センターが連携して、全学的に教育改善を推進する。
- 3) PBL（問題立脚型）学習システム、インターネットを利用した教育法等の導入により、授業内容に応じた教育方法を推進する。
- 4) チューター制を拡充し、学習相談が受けられる体制を作る。
- 5) 外国人留学生をティーチングアシスタントとして採用し、少人数グループ・チュートリアル形式の外国語学習時間を設ける。

適切な成績評価等に関する具体的方策

- 1) 厳格な成績評価のために、全学共通の指針（ガイドライン）を設定する。
- 2) 試験問題と模範解答（解答例）、解説、配点等の公開を全学的に進める。
- 3) 学修成績を数値で示すGPA(Grade Point Average 公平評価基準)方式の導入を検討する。

（3）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- 1) 教員配置検討組織を、教育研究評議会及び各学部教授会に設置する。
- 2) 教育組織の基盤となる学部、学科・課程、大学院研究科、専攻等の教育活動状況を点検し、従来の枠にとらわれない、必要に応じて適切に人員配置を行うルールを定める。
- 3) 教職員が所属する部局の枠を越えて、横断的に教育に貢献できるような措置を講じる。

教育支援者の配置に関する具体的方策

- 1) 技術職員を教育支援担当者と位置づけて教育組織に組み込む。
- 2) ティーチングアシスタントを養成し、活用する。

教育環境整備の具体的方策

- 1) 講義関連施設の現況、利用状況、教育機器類の充実度に関する調査結果に基づき、講義室、実験・実習室、演習室、体育・スポーツ施設等の改修や教育機器類の整備計画を策定し、実現を目指す。
- 2) 情報機器を利用できる演習室、LL教室、PBL学習室、ゼミ室を確保・拡充し、学生が情報機器を利用して学習できる環境を整備する。
また、CALLシステムを設置したLM(Language Multimedia Lab.)教室を増設、整備し、語学教育を強化する。
- 3) 先進的な情報処理環境を教育・研究活動で利用できるように、情報処理システム及びネットワークシステムの更新を行う。同時に情報機器を利用できる演習室及びネットワーク環境を活用できる教室・ゼミ室を整備する。
- 4) 総合分析実験センターを基盤として、実験機器類の整備拡充と全学的有効利用システムの構築を図り、学生教育並びに社会的ニーズに応じた教育訓練環境を整備する。

附属図書館活用・整備の具体的方策

- 1) 学生用資料、貴重資料（電子媒体資料を含む。）等を計画的に収集し、提供する。
- 2) 学生用図書費の経常経費化を維持し、シラバス指定図書及び学生希望図書を購入する。

- 3) 図書館月間の企画などを通じて読書奨励，読書案内を推進する。
- 4) 学術情報処理センターと連携し，収集した情報を有効に関連付けた教育ポータルを構築し，提供する。
- 5) 電子情報の収集管理，貴重資料の収蔵展示など，総合的な環境整備の基盤となる施設の設置を目指す。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- 1) 各教員の教育活動に関するデータベースシステムを構築し自己点検評価を実施する。
- 2) 全ての授業について，学生による授業評価を実施する。
- 3) 学部，学科，課程は，教育点検システムを構築し，学生による授業評価，教員の自己点検評価，教育目標達成度などの分析・評価を行い，教育の質及びカリキュラムの改善策を講じる。

教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- 1) 教員は，高等教育開発センターと連携して，創造的教材，学習指導法を開発する。
- 2) 全科目のシラバスをホームページで公開する。
- 3) インターネット講義の開発研究を進め，教養教育科目を中心に拡大する。
- 4) 高等教育開発センターがFD活動の企画立案を行い，大学教育委員会が実施する。
- 5) 各学部にFD実施組織を構築する。
- 6) 全学及び学部でFD研修を定期的実施する。

学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

- 1) 学科，専攻に共通する専門基礎科目の内容を精選した共通教科書の作成など，教育内容のコア化と教育体制の効率化を図る。
- 2) 研究科横断的に設置されている国際環境科学特別コースを充実する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- 1) 卒業研究着手前及びゼミ履修前の学生に対する学習相談・指導体制を確立する。
- 2) オフィスアワーを少なくとも週1日2時間程度確保し，シラバスに明記する。
- 3) 自学自習を行うためのスペースを整備する。
- 4) ティーチングアシスタントによる学習支援を進める。

生活相談，就職・経済支援等に関する具体的方策

学生相談・支援組織を設置して，

- 1) 指導教員制度，顧問教員制度，ボランティア支援制度等を充実する。
- 2) 学生からの情報収集（学生モニター制の導入や専任職員の配置等）を行う。
- 3) 学生相談窓口を充実（カウンセラー等の配置）し，総合的に学生支援を行う。
- 4) 就職課と学部（就職担当教員）との連携を強化して，情報の収集能力を高める。
- 5) 就職支援セミナーを定期的開催し，企業訪問等の支援を強化する。
- 6) 各種奨学金制度に関する情報を提供し，奨学金獲得のための支援を行う。

社会人・留学生・障害者等に対する配慮

- 1) 社会人学生のための受け入れ環境を整備する。
- 2) 留学生宿舎，奨学金の確保，ホームステイ制度の確立，地域との交流の促進，相談・支援体制としてのチューター制度等を確立する。
- 3) 障害のある学生を支援する一環として，チューター制度を充実し，バリアフリー化を進める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

- 1) 基礎的・基盤的研究の継続性を維持し，独創的研究を育てる。
- 2) 地域に密着した研究に取り組む。
- 3) 目指すべき研究の方向性を教育研究評議会検討し，重点研究を推進する。
- 4) 全ての分野に博士後期課程を設置することを目標にし，基礎的・基盤的な研究の充実と後継者の育成を行う。

大学として重点的に取り組む領域

- 1) 地域及び産業界との連携を強化し，社会の要請に応える特色ある研究を推進する。（海洋エネルギー，シンクロトロン，低平地，海浜台地，有明海，環境，情報技術，生命・バイオ，地域医療科学，生活習慣病，地域経済等）
- 2) 世界各地（特に，アジア地域）の大学及び研究機関との国際協力・国際共同研究を促進する。

成果の社会への還元に関する具体的方策

- 1) 研究成果等の知的財産を管理し，データベース化して公開する。

- 2) 各種審議会・委員会などへの参加，政策・実務に関する助言，科学技術相談，法律相談，異業種交流，研究会開催等を行う。
- 3) 地域産業や民間企業の振興・支援と，産業界及び地域社会への技術移転を進める。
- 4) 地方公共団体や学協会などの調査活動に協力する。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- 1) 教育研究評議会は，各々の研究科，学内共同教育研究施設，研究グループの研究内容の特性を考慮の上，研究水準の妥当性を審議するとともに，研究成果の質と量を検証する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

研究体制整備の具体的方法

- 1) 基礎的・基盤的研究の充実に加えて，学際的新研究や重点的研究を定め，戦略的に研究体制を整備する。
- 2) 将来性のある研究者・研究チームに研究費・研究室等を重点的に措置するなどの，育成・支援体制を整備する。

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- 1) 重点的なプロジェクト研究に対して，研究者の配置を柔軟に行う。
- 2) 教員選考は，公募制を原則とする。
- 3) プロジェクト型研究組織等において任期制を一部導入する。
- 4) 将来性のある研究分野の研究者を戦略的に採用する。
- 5) 学内共同教育研究施設等を中心に，他大学，研究機関との交流を推進する（客員教員，流動教員）。

研究支援者の配置に関する具体的方策

- 1) 技術職員，研究補助員，図書館司書等の役割について検討し，研究支援者としての位置付けを明確にする。
- 2) 博士後期課程在学者，博士の学位取得者等をリサーチアシスタントや非常勤研究員等として積極的に活用する。
- 3) 日本学術振興会等の研究員制度に積極的に応募し，特別研究員の獲得に努める。
- 4) 各センターや研究分野の特性に応じて，研究支援者等を適宜配置する。
- 5) 国際研究協力課を中心に研究支援事務体制を充実する。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

- 1) 研究分野の特殊性を考慮した上で，研究成果の水準，競争的研究資金獲得状況，研究指導状況，知的財産の創出状況，社会的効果などにより研究活動を評価し，一部研究費の傾斜配分を実施する。

研究に必要な設備等の活用整備に関する具体的方策

- 1) 附属図書館において，文献データベース，電子ジャーナルの維持，拡大を図る。
- 2) 附属図書館と学術情報処理センターは連携して，研究情報・文献情報の電子化による研究支援体制を充実する。
- 3) 地域貢献推進室，科学技術共同開発センター等の研究補助・支援機能を充実させる。
- 4) 研究用情報システムの支援体制として，国の財政措置の状況を踏まえ，学術情報処理センターの施設・組織の整備を図る。
- 5) 地域性のある研究センター等の学外施設を適宜配置し，インターネット，テレビ会議システム等により学内の教育研究施設と連携する。
- 6) 総合分析実験センターを研究支援組織の中核として整備し，研究室，研究機器等の共同利用を進める。

知的財産の創出・取得・管理及び活用に関する具体的方策

- 1) 知的財産に関する基本指針と諸施策を定める。
- 2) 知的財産の創出，取得，管理及び活用を戦略的に行う。
- 3) 佐賀県地域産業支援センターと技術移転推進プラザ（TLP）が連携し，本学教職員・学生等の研究成果の知的財産創出支援，知的財産の保有及び活用を図る。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- 1) 役員会に評価組織を置き，部局及び個々の教員の研究活動状況の評価と改善勧告を行う。
- 2) 研究者データベースを構築し，公開する。
- 3) 評価に基づき，インセンティブを付与する方法を確立する。

全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策

- 1) 公募型研究プロジェクトを設定し，期限を限った共同研究等を進める。
- 2) 研究室レベル及び教職員等の共同研究成果を推進・拡充し，成果を公表する。

学部・研究科等の研究実施体制に関する特記事項

- 1) 統合して5学部（文化教育，経済，医，理工，農）になったメリットを活かして，学部横断的研究プロジェクトを構築する。
- 2) 異分野間（学部間，学科・課程間，専攻間，個人間）の研究交流が容易にできる環境を醸成し，独創的研究課題を設定する。

3 その他の目標を達成するための措置

（1）社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力を推進するためのシステム整備

- 1) 知的財産の利活用等に関する部門を整備する。
- 2) 産業界及び地域社会との連携・協力を推進するための基本指針を設定し，実行する。
- 3) 研究成果，技術相談，経営相談，法律相談等に関する情報を積極的に公開し，地域との連携を深める。
- 4) 佐賀地域産学官連携推進協議会，地域貢献連絡協議会等を通して，地域社会との連携・協力を推進する。

教育の社会連携に関する具体的方策

- 1) 社会人のリカレント教育や生涯教育に対応するための社会人受入れ態勢の整備，市民開放科目の開設，公開講座・市民講座の質的向上を進め，市民への情報サービスを向上させる。
- 2) 附属図書館は，蔵書の貸出，地域の図書館間の横断的検索システムの構築，公開講座の実施等により，市民への情報サービスを一層充実させる。
- 3) 附属図書館に地域資料を収集し，地域文化交流協定の締結を進める。
- 4) 国公立大学間で教育に関するコンソーシアムを形成し，単位互換，教員養成，専門職大学院，有明海研究等の地域研究課題に関して連携協力を行う。

研究における社会連携に関する具体的方策

- 1) 各種学外組織（特に，地域の自治体，民間企業・団体）との連携に基づく研究を推進する。
- 2) 共同研究，受託研究，委任経理金及び提案公募型資金の獲得，共同研究に伴う社会人客員研究員及び外国人客員研究員の受入れに努める。
- 3) 海洋エネルギー研究センター，低平地研究センター，海浜台地生物環境研究センター，シンクロトン光応用研究センター，ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー，地域経済研究センター，科学技術共同開発センター，医学部附属地域医療科学教育研究センター等において，共同研究を活性化し，成果を地域に還元する。
- 4) 学外の研究者が総合分析実験センター等の分析機器類を活用できるシステムの構築を図る。
- 5) 地域住民・市民と大学との地域連携研究を推進し，新たに「地域学」を創出する。
- 6) 社会が要請する研究分野を担当する文理融合型の研究センター設置を目指す。

教育における国際連携に関する具体的方策

- 1) 英語版のホームページを充実し，優秀な留学生の確保・受入れに努める。
- 2) 短期留学プログラム，国際環境科学特別コース（英語特別コース）を充実し，学部及び大学院における英語による講義の拡充を図る。
- 3) 留学生支援基金の整備，生活支援セクションの設置，民間との協力による留学生用寄宿舎の増設等に全学的に取り組む。
- 4) 海外語学研修及び短期学生派遣プログラムを推進する。
- 5) 本学学生の派遣地域の拡大と派遣数の増加を図る。
- 6) 国際的学術交流を推進する。
- 7) 技術研修，教育研修等を企画し，研修生を積極的に受け入れる。
- 8) 本学を修了し，帰国した留学生との連携・交流システム（ネットワーク）を構築する。

研究における国際連携に関する具体的方策

- 1) 国際共同研究，学術交流シンポジウム等を推進し，共同研究者の受入れ及び派遣を拡充する。
- 2) 日本学術振興会海外特別研究員制度，国際交流基金等の各種研究者支援制度，JICA・JETRO等への参加制度を積極的に利用し，研究，研修，教育に関する国際交流を一層進める。
- 3) 国際交流基金を平成18年度までに創設し，若手研究者の渡航援助を行う。
- 4) 外国人教員の積極的任用を図る。

（2）附属病院に関する目標を達成するための措置

地域医療の中核病院としての役割を明確にし，質の高い医療を提供するための具体的方策

- 1) 他の公的・私的病院，医師会との連携を深めるために地域医療連携室を設置する。
- 2) 救急医療体制を整備し，救命救急センターの設置を検討する。
- 3) 住民の健康な暮らしに貢献するために，医療・保健・福祉が連携した地域包括医療支援シス

テムを構築する。

優れた医療従事者を育成するための具体的方策

- 1) 医師及びコメディカルの卒前・卒後研修の充実を図るために臨床研修センターを設置する。
- 2) 特色のある臨床研修プログラムを策定し、協力病院の参加を推進する。

臨床医学の発展と医療技術の向上に貢献するための具体的方策

- 1) 高度先進医療につながる臨床研究を他学部や民間と積極的に進める。
- 2) 遺伝子診断、再生医療及び低侵襲医療を推進する。
- 3) 治験センターを整備拡大する。

安全管理体制の確立のための具体的方策

- 1) 医療事故報告の分析と対策を速やかに行う。
- 2) 安全管理、事故防止に関する研修会を開催する。
- 3) 医療従事者の勤務体制を安全管理の視点から検討する。
- 4) 事故防止に電子カルテシステムを活用する。
- 5) 医療安全管理に関する外部評価を受ける。

横断的診療体制を整備充実するための具体的方策

- 1) 感染症治療専門チームを設置する。
- 2) 褥瘡対策チームを設置する。
- 3) 悪性腫瘍治療の化学療法外来を設置する。
- 4) 横断的緩和ケアチームを設置する。
- 5) 栄養サポートチームを設置する。

病院経営の効率化を推進するための具体的方策

- 1) 病棟再編と人員の再配置を行う。
- 2) 電子クリティカルパス・管理会計システム等を導入する。
- 3) 診療科別収支分析を行う。
- 4) 積極的に外部委託する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 1) 教科教育担当者、教科担当者、附属学校園教員が協力して教科教育法（学部）と、実践授業研究（大学院）の科目を担当できるような方策を探る。
- 2) 教員養成に関わる科目を担当している学部教員が、附属学校園における授業実践をし、及び授業のゲスト・ティーチャーとして参加する機会の確保を図る。
- 3) 附属教育実践総合センターの支援のもとに、学部教員と附属学校教員による教育の実践的な共同研究を推進し、附属学校園教員が、その成果を学部等の紀要及び学協会で発表することを促進する。
- 4) 教育実習を充実させるために、附属学校園における教育実習の指導体制と指導方法の改善を図る。
- 5) 教育環境の改善と幼児・児童・生徒の安全の確保のために、老朽化した校舎の環境整備を目指す。
- 6) 附属学校園の教育目標に沿った幼児・児童・生徒を入園・入学させるために、数年毎に選抜方法の見直しを検討する。
- 7) 地域の教育機関との人事交流に対応した教職員研修の効果的方法を検討する。
- 8) 地域へ教育情報を発信する学校園として、各学校園との教育実践ネットワーク化を推進する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- 1) 経営と教育研究を組織的に分離して、経営組織においては教育研究によって創出された知的財産の利活用を経営戦略の中心に据える。
- 2) 高等教育の改革に基づき学生中心の経営戦略を確立する。
- 3) 学長・役員会のもとに自己点検評価体制を整備して経営戦略の改善を図る。

運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- 1) 学長補佐（シンクタンク機能の発揮、教授会等の意見の把握等）を導入し、円滑な運営を図る。
- 2) 適宜目的に応じて、運営補助機関（部局長会議等）を設け、円滑な運営を行う。

学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部運営に関する具体的方策

- 1) 教授会、研究科委員会の機能と役割を点検し、必要に応じて、代議員会を設置する。
- 2) 学部の特性に応じて、運営会議等による学部運営の円滑化を図る。

教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- 1) 教員及び事務職員等の役割を明確にし、教員組織と事務組織との連携を強化する。
- 2) 教員と事務職員が大学運営の企画立案に参画する体制を整備する。

全学的視点からの学内資源配分に関する具体的方策

- 1) 役員会の判断に基づき、学内資源を効率的に配分する。

学外有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- 1) 学外の有識者・専門家、学生、市民等の意見・評価等を大学運営に反映させるシステムを構築する。

内部監査機能の充実に関する具体的方策

- 1) 監査室を設置し、業務運営の点検と改善を迅速に行う。

大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- 1) 学内の各研究センターを中心に大学間連携による研究協力を推進する。
- 2) 大学間の研究協力を拡大し、成果を公表する。
- 3) 大学間情報交換システムを構築する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- 1) 本学の20年後を見越した教育研究組織の在り方を検討する。
- 2) 10年後程度を想定した、各学部の将来構想を策定する。

教育研究組織の見直しの方向性

- 1) 修士課程を見直し、共通授業の開設、他学部からの研究科への進学拡大を図り、幅広い専門職業人の育成を目指す。
- 2) 6年課程を含む新しい教員養成システムの創設を図る。
- 3) 地域、健康、環境、国際を視野に入れた、新しい教育・研究センター、人文社会系大学院（修士・博士）、専門職大学院（経営大学院等）の設置を目指す。
- 4) 学部卒業生（学士）を受け入れて医学及び医師養成教育を行うメディカルスクールの設置を検討する。
- 5) 医文理融合型の研究科及び社会科学系の博士課程の設置を目指す。
- 6) 学内共同教育研究施設、学部附属教育・研究センターの点検評価に基づき、教員配置の見直し、再編・統廃合を含めた構造改革を図る。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- 1) 人事評価システムを早急に確立し、適正な人事評価を行う。

柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- 1) 教職員配置の運用枠を確保し、学長を中心に教職員の重点配置計画を策定し、教育研究の拠点を作る。

任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的措置

- 1) 教員選考を原則公募制とし、研究業績だけでなく、教育貢献、国際貢献、地域・社会貢献を含めた総合的な教員選考方法を確認する。
- 2) 任期制を適用する範囲、再任の有無等に関して十分に討議し、社会的背景を考慮して、合意を得られた部局等から任期制を導入する。

外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

- 1) 適任者を広く海外からも求め、教育研究を充実する。
- 2) 外国人教員、女性教員が働きやすい職場環境をさらに充実する。

事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- 1) 事務職員等の専門性を高める学内研修・学外研修を充実する。
- 2) 民間等との人事交流システムを整備する。
- 3) 専門的職能集団の機能を発揮できる組織体制を整備する。

中長期的観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- 1) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
- 2) 教職員の能力・業績を給与・研究費等に適切に反映させる評価制度を構築する。この目的を達成するため、民間会社や特殊法人等の実態を調査する。
- 3) 専門性の高い業務に従事する職員を大学院（国外の大学を含む。）へ入学させる人事制度を検討する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 1) 平成16年度中に一元化・集中化した業務の在り方を点検・評価し、合理化・省力化の改善

<p>策を策定し、平成17年度から合理化・省力化を推進する。</p> <p>2) 私立大学等の事務処理を調査検討し、導入策を策定し、具体的な導入を行う。</p> <p>3) 大学運営の重要課題である学生教育をはじめ、産学官連携、地域貢献、大型プロジェクト、病院経営等の部門に人材を積極的に配置し、大学運営の方針に沿って弾力的かつ迅速に対応し得る事務体制を整備する。</p> <p>4) 事務電算化の業務を見直し、ペーパーレス化を推進する。</p> <p>5) 決裁制度を見直し、平成17年度から事務処理の簡素化、迅速化を図る。</p> <p>6) 事務職員等からの意見を反映するための仕組みを構築する。</p> <p>7) 学生及び地域社会に対するサービスの向上を推進する。</p> <p>8) 外注可能業務、費用対効果について検討し、外注化の具体的導入を促進する。</p>
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>
<p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 科学研究費補助金の重要性の周知と、申請件数の増加を図り、採択件数・採択額の増大に努める。</p> <p>2) 提案公募型の受託研究に積極的に応募し、増収を図る。</p> <p>3) 地方財政再建促進特別措置法施行令の改正を機に、寄附金の受け入れ増に努め、教員の自助努力を促す。</p> <p>4) 外部資金の増収目標を、2003（平成15）年度を基準として20%増とする。</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) エネルギー資源の節約、刊行物購入等の総点検などにより、固定経費と経常経費を削減する。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 経営を担当する新組織が、保有資産の効率的利活用を図るための具体的な運用計画を策定する。</p> <p>2) 体育施設の開放推進、講義室の使用の弾力化、入構整理業務の効率化等により資産の運用管理を改善する。</p>
<p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p>
<p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 教員及び各組織の教育、研究、地域・社会貢献、国際貢献活動を記録整理することのできるデータベースシステムを構築し、3年経過後に見直しを図る。</p> <p>2) 上記項目について、平成16年度からデータ集積と並行して評価基準の検討を進め、2005（平成17）年度より評価を試行し、2006（平成18）年度からの実施を目指す。その評価に基づき、インセンティブ付与を実施する。</p> <p>3) 国立大学法人評価委員会による各年度の評価に加えて、必要に応じて、各専門分野に設けられた第三者機関（学会、JABEE等）による外部評価を受ける。</p>
<p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 教員の専門分野、研究内容、研究業績、社会的活動状況などを示す「教員総覧」を公開する。</p> <p>2) 大学広報を年3回発行する。</p> <p>3) 各部局の入学、就職、教育研究活動、自己点検・評価、共同研究、外部資金獲得等の諸活動状況を公表する。</p> <p>4) 大学が発行する研究論文集、博士論文、シンポジウム記録、特許記録等の本学における知的情報を情報サービス室（仮称）において公開する。</p>
<p>Ⅴ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p>
<p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <p>施設等の整備に関する具体的方策</p> <p>1) 「佐賀大学コミュニティ・キャンパス構想」等を軸にした整備計画を促進させるため、地方自治体と連携した組織体制を整え、2004（平成16）年度中に長期構想を盛り込んだ地域融合型のマスタープラン（具体案）を策定する。</p> <p>2) ユニバーサルデザインに基づく、安全で親しみやすい環境づくりを推進する。</p> <p>3) 「国立大学等施設緊急整備5か年計画」に基づく本庄キャンパスの校舎等改修は、年次計画により整備完了を目指す。</p> <p>4) 国の財政措置の状況を踏まえ、鍋島キャンパスにおける計画整備（医療総合研究棟）を含め、計画整備事業の推進を図る。</p> <p>5) 社会的環境の変化、高度先進医療の発展並びに地域医療の向上に寄与するため、国の財政措置の状況を踏まえ、附属病院の再整備計画に基づき、増築及び改修等による病院施設の環境改善整備の推進を図る。</p>

施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- 1) 全学的な利用状況調査を実施し、施設データベースを構築する。
- 2) 施設の点検・評価に係るスペースマネジメントの具体的なルールを2004（平成16）年度中に制定し、既存施設の効果的・効率的な運用を促進する。
- 3) 施設等の機能を確保するため、全学的な視点に立った関連規程の整備と維持管理体制を徹底させ、経営的視点を取り入れた施設マネジメントを推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- 1) 安全衛生管理委員会を設置し、労働安全衛生法等に則した安全管理を行う。
- 2) 施設等の立ち入り検査を定期的実施し、徹底した安全管理対策と事故防止に努める。
- 3) ISO14001（環境管理・監査）の認証取得を目指し、環境に充分配慮したキャンパスづくりを推進する。

学生等の安全確保等に関する具体的方策

- 1) 安全マニュアルを作成し、学生等への安全教育を徹底し、常に安全な施設環境の改善を図る。
- 2) 災害対策マニュアルと危機管理体制を見直し、災害の発生予防と災害への迅速な対応策を構築する。

安全な情報環境を整備する措置

- 1) ネットワークセキュリティーポリシーを制定するとともに、その実現のためのセキュリティーシステム及びセキュリティー維持・監査のための体制を整備する。

中期計画

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

29億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

(1)本庄東地区の土地の一部(佐賀県佐賀市本庄町大字本庄字十五畷1番地、490㎡)を譲渡する。

(2)文化教育学部附属特別支援学校の土地の一部(佐賀県佐賀市本庄町大字正里46-2、28.81㎡)を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

医学部附属病院施設・設備整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について担保に供する。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
・全身血管診断治療システム	総額 768	長期借入金 (444)
・小規模改修		施設整備費補助金 (324)

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

1) 基本原則

①教員の選考に当たっては、本学、学部、学科等の理念・目標・将来構想に沿って行うこととし、社会人及び外国人の任用について配慮するとともに女性教員の積極的な登用を図る。また、同一教育研究分野に同一大学出身者が偏らないよう努力する。公募を原則とし、適任者が得られるよう努力する。

②職員の採用及び昇任に当たっては、専門的能力に加え、幅広い視野を有し、時代の変化、複雑化する社会の現状等に対応し得る人材の確保に努め、効率的な大学運営を支える有為な人材の登用を図る。

2) 人員管理

教職員配置の運用枠を確保し、学長を中心に教職員の重点配置計画を策定し、教育研究の拠点を作る。

3) 人事管理等

①本学の教育研究等の質の向上を踏まえた職員の計画的、戦略的、適正な配置と能力の向上及び組織の活性化を図るため、国立大学法人、国、地方公共団体、民間企業等との人事交流を積極的に推進する。

②実践的研修、専門的研修の活用による専門的職能集団の計画的な養成を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 84,690百万円(退職手当は除く)

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)
該当なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

財源	年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総償還 債務額
長期借入金 償還金		472	499	553	553	560	567	3,204	4,544	7,748

(リース資産)
該当なし

中期計画

別表(収容定員)

平成16年度	文化教育学部	1,000人 (うち教員養成に係る分野 360人)
	経済学部	1,100人
	医学部	830人 (うち医師養成に係る分野 570人)
	理工学部	2,000人
	農学部	600人
	教育学研究科	78人 (うち修士課程 78人)
	経済学研究科	16人 (うち修士課程 16人)
	医学系研究科 工学系研究科 農学研究科	182人 (うち修士課程 62人, 博士課程120人) 462人 (うち博士前期課程 372人, 博士後期課程 90人) 100人 (うち修士課程 100人)
平成17年度	文化教育学部	1,000人 (うち教員養成に係る分野 360人)
	経済学部	1,100人
	医学部	830人 (うち医師養成に係る分野 570人)
	理工学部	2,000人
	農学部	600人
	教育学研究科	78人 (うち修士課程 78人)
	経済学研究科	16人 (うち修士課程 16人)
	医学系研究科 工学系研究科 農学研究科	182人 (うち修士課程 62人, 博士課程120人) 462人 (うち博士前期課程 372人, 博士後期課程 90人) 100人 (うち修士課程 100人)
平成18年度	文化教育学部	1,000人 (うち教員養成に係る分野 360人)
	経済学部	1,100人
	医学部	830人 (うち医師養成に係る分野 570人)
	理工学部	2,000人
	農学部	600人
	教育学研究科	78人 (うち修士課程 78人)
	経済学研究科	16人 (うち修士課程 16人)
	医学系研究科 工学系研究科 農学研究科	182人 (うち修士課程 62人, 博士課程120人) 462人 (うち博士前期課程 372人, 博士後期課程 90人) 100人 (うち修士課程 100人)
平成19年度	文化教育学部	1,000人 (うち教員養成に係る分野 360人)
	経済学部	1,100人
	医学部	830人 (うち医師養成に係る分野 570人)
	理工学部	2,000人
	農学部	600人
	教育学研究科	78人 (うち修士課程 78人)
	経済学研究科	16人 (うち修士課程 16人)
	医学系研究科 工学系研究科 農学研究科	182人 (うち修士課程 62人, 博士課程120人) 462人 (うち博士前期課程 372人, 博士後期課程 90人) 100人 (うち修士課程 100人)
平成20年	文化教育学部	1,000人 (うち教員養成に係る分野 360人)
	経済学部	1,100人
	医学部	830人 (うち医師養成に係る分野 570人)
	理工学部	2,000人
	農学部	600人

度	教育学研究科	78人 (うち修士課程 78人)
	経済学研究科	16人 (うち修士課程 16人)
	医学系研究科	182人 (うち修士課程 62人, 博士課程120人)
	工学系研究科	462人 (うち博士前期課程 372人, 博士後期課程 90人)
	農学研究科	100人 (うち修士課程 100人)
平成 21 年 度	文化教育学部	1,000人 (うち教員養成に係る分野 360人)
	経済学部	1,100人
	医学部	835人 (うち医師養成に係る分野 575人)
	理工学部	2,000人
	農学部	600人
度	教育学研究科	78人 (うち修士課程 78人)
	経済学研究科	16人 (うち修士課程 16人)
	医学系研究科	182人 (うち修士課程 62人, 博士課程120人)
	工学系研究科	462人 (うち博士前期課程 372人, 博士後期課程 90人)
	農学研究科	100人 (うち修士課程 100人)

中期計画

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	65,586
施設整備費補助金	324
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	5,383
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	89,685
授業料及入学金検定料収入	24,863
附属病院収入	64,126
財産処分収入	0
雑収入	696
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	4,985
長期借入金収入	444
計	166,407
支出	
業務費	148,728
教育研究経費	74,311
診療経費	57,916
一般管理費	16,501
施設整備費	768
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	4,985
長期借入金償還金	11,926
計	166,407

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額84,690百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人佐賀大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

国立大学法人佐賀大学の運営費交付金算定ルール

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ① 「一般管理運営費」: 管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営経費の総額。
※ $L(y-1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。
- ② 「学部・大学院教育研究経費」: 学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。
※ $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。($D(x)$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③ 「附属学校教育研究経費」: 附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。
※ $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。($D(x)$ は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)

- ④「教育等施設基盤経費」:教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。
 ※ $F(y-1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。

〔学部教育等標準運営費交付金対象収入〕

- ⑤「入学料収入」:当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。
 (平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
 ⑥「授業料収入」:当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。
 (平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II〔特定運営費交付金対象事業費〕

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」:学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。
 ※ $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
 ⑧「附属学校教育研究経費」:附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。
 ※ $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
 ⑨「教育研究診療経費」:附属病院の教育研究診療活動に必要な教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。
 ※ $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
 ⑩「附置研究所経費」:附置研究所の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。
 ※ $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
 ⑪「附属施設経費」:附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。
 ※ $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
 ⑫「特別教育研究経費」:特別教育研究として、当該事業年度において措置する経費。
 ⑬「特殊要因経費」:特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔特定運営費交付金対象収入〕

- ⑭「その他の収入」:検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。
 平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

III〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

- ⑮「一般診療経費」:附属病院の一般診療活動に必要な人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。
 ⑯「債務償還経費」:債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。
 ⑰「附属病院特殊要因経費」:附属病院特殊要因経費として当該年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

- ⑱「附属病院収入」:附属病院収入。 $J(y-1)$ は直前の事業年度における $J(y)$ 。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特殊運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha (\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \alpha (\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha (\text{係数}) \pm \varepsilon (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

$D(y)$:学部・大学院教育研究経費(②・⑦)、附属学校教育研究経費(③・⑧)を対象。

$E(y)$:教育研究診療経費(⑨)、附置研究所経費(⑩)、附属施設等経費(⑪)を対象。

$F(y)$:教育等施設基盤経費(④)を対象。

$G(y)$:特別教育研究経費(⑫)を対象。

$H(y)$:入学料収入(⑤)、授業料収入(⑥)、その他の収入(⑭)を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times \lambda (\text{係数}) - J'(y)]$$

〔その他〕附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I(y) : 一般診療経費(⑮)、債務償還経費(⑯)附属病院特殊要因経費(⑰)を対象。

J(y) : 附属病院収入(⑱)を対象。

(J'(y) は、平成16年度附属病院収入予算額。K(y) は、「経営改善額」。)

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha (\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y) : 一般管理費(①)を対象。

M(y) : 特殊要因経費(⑬)を対象。

【諸係数】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的勘案して必要に応じ運用するための係数。に各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

λ (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるときの係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、X1の「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、平成16年度収入予定額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費、船舶建造費については、平成16年度支出予定額により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	160,461
業務費	149,086
教育研究経費	15,719
診療経費	38,517
受託研究費等	2,873
役員人件費	920
教員人件費	53,737
職員人件費	37,320
一般管理費	2,046
財務費用	1,454
雑損	0
減価償却費	7,875
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	162,812
運営費交付金	63,473
授業料収益	20,574
入学金収益	3,156
検定料収益	767
附属病院収益	64,126
受託研究等収益	2,873
寄附金収益	2,005
財務収益	5
雑益	696
資産見返運営費交付金等戻入	967
資産見返寄附金戻入	42
資産見返物品受贈額戻入	4,128
臨時利益	0
純利益	2,351
総利益	2,351

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	167,575
業務活動による支出	151,126
投資活動による支出	3,355
財務活動による支出	11,926
次期中期目標期間への繰越金	1,168
資金収入	167,575
業務活動による収入	160,256
運営費交付金による収入	65,586
授業料及入学金検定料による収入	24,863
附属病院収入	64,126
受託研究等収入	2,873
寄付金収入	2,112
その他の収入	696
投資活動による収入	5,707
施設費による収入	5,707
その他の収入	0
財務活動による収入	444
前期中期目標期間よりの繰越金	1,168

[注]施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

[注]前期中期目標期間よりの繰越金は、奨学寄附金にかかる国からの承継見込額(1,168百万円)である。